



⑳ 故黒川治愿君之碑（所在地 名古屋市千種区平和公園内）



平和公園政秀寺墓地

第二節 故黒川治原君之碑

読み下し文

天の利濟斯民也。必生率導之人焉。故材智之士。覃精竭慮。殫智奮能。不辭勤勞。不避艱險。孜孜然以興利除害爲事。洵自知率導之責。而志切拯溺耳。是以不求聞達。而功施于後。安於沈滯。而澤流無窮。如黒川君。殆其人歟。君幼字鎌之助。美濃元厚見郡佐波村人。父曰川瀬文博。君爲其二子。出嗣黒川氏。遂冒其姓焉。君稟性銳果警敏絶人。尤富心計。明治元年。慨然遊于京師。二年。補 皇宮吏。四年。罷。五年補香川縣吏。八年。更補愛知縣吏。管上木事務。愛知舊屬尾張藩。而其城北及西南境。沃野廣衍。然而灌溉不徧。農功不舉。尾侯鑿三大渠。曰宮田。曰木津。曰庄内。以通木曾庄内二巨河之水。以利灌溉。而獲沃田數萬頃。所謂尾州三大渠是也。厥後星霜通易。戸口繁殖。民貪侵佔。奪渠益田。於是前功盡隳。早之水潦。以爲縣内巨患。且名古屋介於東西兩京之間。

天の斯の民を利濟するや、必ず率導の人を生ず。故に材智の士精をふかめ慮をつくし、智をただし能を奮い、勤勞辭せず難險を避けず、孜孜然として以て利を興し害を除くを事と爲し、洵に自ら率導の責を知る。而して志は溺を拯うに切なるのみ。是を以て聞達を求めずして功を後に施し、沈滯に安んじて澤は無窮に流る。黒川君の如き殆ど其の人か。君幼字は鎌之助、美濃元厚見郡佐波村の人、父を川瀬文博と曰い、君は其の二子たり。出でて黒川氏を嗣ぎ、遂に其の姓を冒す。君稟性鋭果警敏人に絶し、尤も心計に富む。明治元年慨然として京師に遊び二年皇宮吏に補せられ、四年罷め。五年香川縣吏に補せられ、八年更に愛知縣吏に補せられ、上木事務を管す。愛知は旧尾張藩に属して、其の城北及び西南の境は沃野廣行なり。然るに灌溉徧からず農功舉らず。尾侯三大渠を鑿つ。曰く宮田、曰く木津、曰く庄内、以て木曾庄内二巨河の水を通じ、以て灌溉を利し、而して沃田數萬頃を得たり。所謂尾州三大渠是なり。その後星霜通易し戸口繁殖し、民貪りて侵佔し渠を奪い田益す。是に於て前功盡く隳れ、早之水潦以て縣内の巨患を爲す。且つ名古屋は東西兩京の間に介まる。

四通八達の衢に遽り、肩摩轂擊の殷然たる都會にして東海道に冠たり。然れども運輸の便は唯堀川の一渠有るのみにて、源近く、流窄く、海潮をまつに非ざれば船を泛ぶる能わず。是を以て商貨滯積し貿易壅塞し、闔市以て深病と爲す。保和乏しきを太守に承け、窃かに旧渠を興脩して以て前規に復し、運輸を利導して以て商賈を恵まんことを擬す、然れども功程浩たり。今の計を爲すに、宜しく旧藩創めし所の新木津河を廣め浚え水量を増加し、而して新に一渠を開き、木津の流を導きて庄内河に注ぎ、更に庄内渠の導管を換え、矢田河底を穿ちて新に一渠を開き、以て堀川に通ずべく。

則堀川水量必盈。足通船楫也。且籍束水瀉注之勢。排海口壅沙。則利垂久遠。庶民慶賴矣。余偉其議。令君督工。九年十一月勦工。至十年十月竣。而至十六年。新木津渠。興脩全畢。於茲灌溉之利。船楫之便。一舉兩得。果如君言。官名黒川。以旌其功焉。

十一年十月。車駕巡狩。縣命君督務。適東海道。豊橋壞。事出不虞。君承命。急造假橋。終夕而成。衆皆嘆其能。宮内省。賜金賞之。縣下海西郡。立田輪中。地接西濃。低卑濕窪。而大川經流。

每有霖雨。南方諸村。尤蒙其患。而南村築堤防患。則北村代受其害。以之南北構訟。終年不息。動至聚衆騷擾。余令君巡檢利害。十二年四月。君倡議。鑿新河長二千二百間。以通鵜戸河。且築新堤。增築舊堤。三倍之。積年水患。一朝而除。穫田歲收一萬二千有石。民人權悅。至建君生祠。十二年一月。令君督理開鑿明治渠。閱十六月而竣工。凡鑿三大渠。統計十三里。更開支渠。縱橫周通。約四十里。堤防。橋梁。導管。閘具。暗渠等。不可勝計。備禦旱澇。甚為密固。灌溉之利。大得其便。化數百歲荒蕪之地。為膏腴之壤。蒙其惠澤者。為七十村。外獲沃田數千町餘。將來更加關除。至一萬有餘町。可操其契。所收至二千有餘萬石。

則ち堀川の水量必ず盈ち船楫を通ずるに足ら且つ束水瀉注の勢をかりて海口の壅沙を排せば則ち利は久遠に垂れ庶民慶賴せんと。余其の議を偉とし、君をして工を督せしむ。九年十一月工を勦め、十年十月に至りて竣る。而して十六年に至り新木津渠の興脩全く畢る。茲に於て灌溉の利船楫の便一舉兩得たること果して君の言の如し。官を黒川と名づけ以て其功をあらわす。

十一年十月車駕巡狩し給う。縣は君に命して督務せしむ。適々東海道豊橋壞れ、事不慮に出ず。君命を承けて急に假橋を造り終夕にして成る。衆皆其の能を嘆ず。宮内省金を賜い之を賞せらる。懸下海西郡立田輪中は地西濃に接し低卑濕窪、而も大川經流す。

霖雨ある毎に南方諸村尤も其の患を蒙る。而して南村堤を築きて患を防げば、則ち北村代つて其の害を受く。之れを以て南北訟を構え終年息まず、動もすれば衆を聚めて騷擾するに至る。余君をして利害を巡檢せしむ。十二年四月君倡議して新河長さ二千二百二十間を鑿ち以て鵜戸河に通じ、且つ新堤を築き旧堤を増益して三倍す。積年の水患一朝にして除き穫田の歳收一萬二千有石、民人權悅して君が生祠を建つるに至る。

十二年一月君をして明治渠を開鑿することを督理せしむ。十六月を閲して工を竣う。凡そ三大渠を鑿ち統計十三里、更に支渠を開き縱橫周通すること約四十里、堤防、橋梁、導管、閘具、暗渠等計うるに勝つべからず。旱澇を備禦する甚だ密固たり。灌溉の利大いに其の便を得、數百歲荒蕪たりし地を化して膏腴の壤と爲し、其の惠澤を蒙る者七十村と爲し、外に沃田數千町餘を獲、將來更に關除を加えば一萬有餘町に至らんこと其の契を操るべく、收むる所二十有餘萬石に至らん。

洵爲曠世巨工也。此役也。前人屢擬興修。未至剏始。君奮當其任。潛心經畫。伊豫田与八郎。及岡本兵松等。協力贊助。遂至竣事。前後糜費。約八萬餘圓。内務大藏兩卿。土木局長。親加閱檢。嘉嘆其功。太政官特賜金賞勞。而人民醴資勒碑。建明治渠祠。以傳君功於不朽焉。

十三年。令君修入鹿池堤。池爲丹羽郡東北。濃山之峽流所瀦。周廻三里。宛然一小湖也。有堤長九十餘間。高十五間。上下廣袤稱之。堤設巨閘啓閉。以灌二郡數十村。在昔尾藩創之。民甚以爲便。明治元年。霖雨池漲。決堤漂屋。溺民約千有餘人。尾藩發廩賑民。且興脩。工未成。撤藩事止。十二年。余具陳其狀。以請完修令君督工。君精覈利害。更關池西層巖。以便放水。於是水害悉除。勒碑可徵。縣下三河地方。以多河流名。而山岳蟠踞之區。亦不少。是以每有旱乾霖潦之患。十五年。乙川崩潰。被災六十九村。懸會建議。大施治河。令君任事。君夙夜匪懈。拮据擘畫。或鑿河穿池。或疏通瀦水。或增修堤防。或設備橋梁導管閘渠。至十八年。厥工悉舉。糜工約十六萬圓。早潦有備。民安其堵。翕然聲施焉。莊内河。爲縣下巨流。上游爲勝川。矢田一流。經春日井郡。合流注海。

明和。安永之際。屢有泛逸。尾藩侯。使其臣水野某治之。某新鑿一河並築石堰。以殺莊内河水勢。從是水就其軌。民賴其利。殆及百年。晚今河底壅沙。及堰半腹。每雨輒溢。沿河蒙害。

洵に曠世の巨工たり。此の役や、前人屢々興修を擬して未だ剏始に至らず。君奮つて其の任に當り潛心經畫し、伊豫田与八郎及び岡本兵松等協力贊助し、遂に事を竣るに至る。前後の靡費約八萬餘圓なり。内務大藏兩卿土木局長親しく閱檢を加え、其の功を嘉嘆す。太政官特に金を賜い勞を賞せらる。而して人民資を醴し碑に勒し、明治渠祠を建てて君の功を不朽に傳う。

十三年君をして入鹿池の堤を脩せしむ。池は丹羽郡の東北濃山の峽流の瀦する所にして周廻三里宛然たる一小湖なり。堤あり長さ九十餘間、高さ十五間、上下廣袤之れに稱う。堤には巨閘を設け啓閉して以て二郡數十村に灌ぐ。在昔尾藩之れを創め民甚だ以て便とせり。明治元年霖雨に池漲り、堤を決し屋を漂わし、溺れし民千有餘人、尾藩廩を開き民を賑し且つ興脩せしむ。工未だ成らざるに藩を撤せられ事止む。十二年余其の狀を具陳し以て完修を請い、君をして工を督せしむ。君利害を精覈し、更に池西の層巖をひらき以て放水に便にす。是に於て水害悉く除かる。勒碑に徹すべし。

縣下三河地方は。河流多きを以て名づく。而して山岳蟠踞の區も亦少からず。是を以て毎に旱乾霖潦の患あり。十五年乙川崩潰し、災を被る者六十九村、懸會大いに治河を施すを建議し、君をして事に任せしむ。君夙に夜匪懈拮据擘畫し、或は河を鑿ち池を穿ち、或は瀦水を疎通し、或は堤防を増修し、或は橋梁、導管、閘渠を設備し、十八年に至りて其の工悉く舉り、糜工約十六萬圓、早潦に備えありて民其の堵に安んじ、翕然として聲施ぶ。庄内川は縣下の巨流たり。上游を勝川矢田の二流と爲す。春日井郡を經、合流して海に注ぐ。

明和安永の際屢々泛溢あり。尾藩侯。使其臣水野某をして之を治めしめ、某新一河を鑿ち、並に石堰を築き、以て庄内川の一水勢を殺ぐ。是より水其の軌に就き、民其の利に賴ること殆ど百年に及ぶ。晚今河底の壅沙堰の半腹に及び、每雨に輒ち溢れ沿河害を蒙る。

君以縣命。督脩凡五閱月而竣。實為十一年六月。尋十四年九月。庄内河暴漲壞堰。君奉命修治。翌年四月工成。而十月大水。石堰蕩然。汪洋無際。哀鴻嗷嗷。滿目蕭條。災重為近世所希觀。時縣令國貞。派某吏為禦急之計。而令君及岩本賞壽。任善後之事。君躬察災區地勢水利。竭慮經畫。築堤修堰。擇工選材。督理得宜。民復其業。鄉瀨河。發源于丹羽郡東。而每水源溢漲。害施六郡。尾藩之時。屢圖治之未果。十六年。國貞縣令。與某僚僚。圖治之。君與有力焉。前是君以勞勳遷。補一等屬。十八年三月。以議立田輪中工役不諧而罷。二十年秋。復補縣吏。固辭不就。三十年五月廿九日。以病歿。距其生弘化四年四月十五日。享齡五十有一。葬於岐阜縣稻葉郡佐波村先瑩之次。

今茲有志之徒。謀建碑于名古屋市城南政秀寺。遙乞余文。余既重君材能。又偉君嘉績。惠施蒼黎。垂於不朽。且念余在愛知縣。治水之事。一委於君。使余幸獲無過。實為君力。而知君尤深。亦莫如余。余豈可以不文固辭。是以畧叙概畧。系之以銘曰。

君縣命を以て督脩すること凡そ五閱月にして竣る。實に十一年六月と爲す。尋いで十四年九月庄内川暴漲し堰を壞る、君命を奉じて修治し翌年四月工成る。而して十月大水し、石堰蕩然汪洋際無く、哀鴻嗷嗷とし滿目蕭條、災の重き近世希に觀るところたり。時に縣令國貞某吏を派して、急を禦ぐの計を爲し、而して君及岩本賞壽をして善後之事に任せしむ。君躬ら災區の地勢水利を察し、慮をつくして經畫し堤を築き堰を修め、工を擇び材を選び、督理宜しきを得、民其の業に復せり。郷瀨河は源を丹羽郡の東に發し、而して水源溢漲すること害六郡に施ふ。尾藩の時、屢々之を治めんことを圖りて未だ果さず十六年國貞縣令、某僚屬と之れを治めんことを圖り、君與つで力あり。是より前、君勞を以て累遷して一等屬に補せらる。十八年三月立田輪中の工役を辭し諧わざるを以て罷む。二十年秋また縣吏に補せらるるも固辭して就かず。三十年五月廿九日病を以て歿す。其の生弘化四年四月十五日を距る、齡を享くる五十有一。岐阜縣稻葉郡佐波村先瑩の次に葬る。

今茲有志の徒、碑を名古屋市城南旅の政秀寺に建てんことを謀り、遙かに余に文を乞う。余既に君の材能を重んじ、又君が嘉績は蒼黎に惠施して不朽に垂るあるを偉とし、且つ余が愛知縣に在るや、治水の事一に君に委ねて余をして幸に過無きを得せしめたるは實に君の力たるを念う。而して君を知ること尤も深きも亦余に如くもの莫し。余豈不文を以て、固辭す可けんや。是を以て畧々概畧を叙し、之れに系くるは銘を以てして曰く。

立國本農 農在治水 去害用利 有終有始 論蚩蚩氓
紛紛紛閔 寬不令狎 猛不為嚇 不惑讒譏
不撓艱厄 除億兆憂 興家國益 聖朝偉勲 萬世利澤
民建生祠 天降龍錫 拂袂歸耕 山崇水清

明治三十二年五月二十九日建之

正二位勲一等伯爵大藏大臣松方正義 篆額

北海道廳長官從三位勲二等男爵安場保和 撰

加藤榮刻

立國の本は農、農は治水に在り。害を去り利を用い、終り有り始め有り。蚩蚩の氓を論し、紛紛たる閔を解く。寬にして狎れしめず、猛にして嚇を為さず。讒譏に惑わず。觀厄に撓まず。億兆の憂を除き、家國の益を興す。聖朝の偉勲にして、萬世の利を澤す。民は生祠を建て、天は龍錫を降す。袂を拂つて耕に歸し、山崇く水清し。

明治三十二年五月二十九日建之

正二位勲一等伯爵大藏大臣松方正義 篆額

北海道廳長官從三位勲二等男爵安場保和 撰

加藤榮刻